



定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書



むつ市・東通村

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

むつ市（以下「甲」という。）と東通村（以下「乙」という。）は、平成27年10月5日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1中

「4 観光振興

広域観光体制の充実

取組の内容	観光資源の魅力をいかした広域観光体制の充実を図るため、観光PR等の各種事業に取り組む。
甲の役割	観光事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	観光事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

「4 産業振興

（1）地域経済の活性化及び雇用対策の充実

取組の内容	地域経済の活性化及び雇用対策の充実を図るため、創業支援事業をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	創業支援事業に関するワンストップ窓口を乙と共同で設置し、創業に関する総合的な支援をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	創業支援事業に関するワンストップ窓口を甲と共同で設置し、創業に関する各種事業について、必要に応じて経費を負担する。

（2）産業振興体制の強化

取組の内容	地域産業の発展及び地域活性化を図るために、クラウドファンディングによる資金調達をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	産業振興の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	産業振興の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

（3）広域観光体制の充実

取組の内容	観光資源の魅力をいかした広域観光体制の充実を図るために、観光PR等の各種事業に取り組む。
甲の役割	観光事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	観光事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

「7 その他

（1）芸術文化の向上及び交流の場の提供

取組の内容	芸術文化の向上及び交流の場の提供を図るために、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業について、必要に応じて経費を負担する。

（2）消費生活の安全及び安心の確保

取組の内容	消費生活相談窓口の利便性の向上を図るために、消費生活センターの共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	消費生活センターを乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	消費生活センターを甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

「7 その他

（1）芸術文化の向上及び交流の場の提供

取組の内容	芸術文化の向上及び交流の場の提供を図るために、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	乙とともに一部事務組合を組織し、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。

乙の役割	甲とともに一部事務組合を組織し、複合文化施設の共同設置及び運営をはじめとした各種事業について、必要に応じて経費を負担する。
------	---

(2) スポーツ環境の充実

取組の内容	スポーツ及びレクリエーションを通じて交流と文化を育み、健康で豊かな生活を実現するため、総合スポーツ施設等の環境整備及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	総合スポーツ施設等の環境整備及び運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに、乙に幅広く利用機会を提供する。
乙の役割	甲が運営する総合スポーツ施設等を積極的に活用するとともに、必要に応じて各種事業の実施に協力する。

(3) 消費生活の安全及び安心の確保

取組の内容	消費生活相談窓口の利便性の向上を図るため、消費生活センターの共同設置及び運営をはじめとした各種事業に取り組む。
甲の役割	消費生活センターを乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	消費生活センターを甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

改める。

に

別表第2中 「地域公共交通 生活交通手段の維持及び確保」

取組の内容	生活交通手段の維持及び確保を図るため、公共交通機関の利用促進等の各種事業に取り組む。
甲の役割	公共交通事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	公共交通事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

を

「1 地域公共交通

生活交通手段の維持及び確保

取組の内容	生活交通手段の維持及び確保を図るため、公共交通機関の利用促進等の各種事業に取り組む。
甲の役割	公共交通事業の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	公共交通事業の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

に

2 地域内外の住民との交流及び移住促進

交流、移住及び定住の促進

取組の内容	交流、移住及び定住の促進を図るため、空家等対策による安全で安心なまちづくり等の各種事業に取り組む。
甲の役割	空家等対策の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	空家等対策の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

に

改める。

別表第3中

「圏域市町村の職員等の交流

市町村職員の育成

取組の内容	市町村職員の資質向上を図るため、合同研修等の各種事業に取り組む。
甲の役割	合同で実施することで効果が期待できる研修事業等を企画及び実施し、実施に必要な経費を負担する。
乙の役割	甲が実施する研修事業等に参加するとともに、必要に応じて経費を負担する。

を

「圏域市町村の職員等の交流

市町村職員の育成

取組の内容	市町村職員の資質向上を図るため、合同研修等の各種事業に取り組む。
甲の役割	乙と連携し、合同で実施することで効果が期待できる研修事業等を実施し、必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	甲と連携し、合同で実施することで効果が期待できる研修事業等を実施し、必要に応じて経費を負担する。

に

改める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年1月10日

甲 青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 宮下宗一郎



乙 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34
東通村長 越善靖夫